

## 2023年度民法第1問・解答例

### 問1

AはBの申し向けを理由にCに対して甲土地を売却する意思表示をしているから、民法（以下、法令名略）96条1項に加えて、同条2項の要件を満たすと取消権が発生する。具体的には96条1項の要件として、①表意者に対する違法な欺罔行為の存在、②欺罔行為によって表意者が錯誤に陥ったこと、③表意者の意思表示が錯誤に基づくこと、④欺罔行為者に故意があること、同条2項の要件として、⑤意思表示の相手方が詐欺の事実を知り、または知ることができたことが必要である。

### 問2

1 DのAに対する甲の引渡請求の根拠は、所有権（206条）に基づく返還請求権である。その要件は、原告が当該目的物を所有していること及び被告が当該目的物を占有していることである。

AはCとの間で、2022年3月18日、本件売買契約（555条）を締結し、同年5月20日にCがDとの間で甲をDに売却する契約を締結している。よって、Dは甲の所有権を取得し得る。しかし、同年5月10日、詐欺による取消権をAが行使しているから、本件売買契約は初めから無効であったものとみなされるため（121条）、Dは甲の所有権を取得できない。

2 そこで、Dは96条3項によって保護されないか。

96条3項の趣旨は、取消しの溯及効によって害される第三者を保護する点にあるから、「第三者」とは、詐欺による意思表示が有効である間に新たに法律上の利害関係を有するに至った者を指すと考える。

Aによる詐欺取消権行使は、2022年5月10日であり、DがCから甲を売却されたのが同月20日であるから、Dは詐欺による意思表示が有効である間に利害関係を有するに至ったわけではない。よって、Dは「第三者」に当たらない。

3 もっとも、詐欺取消権行使によって詐欺取消権者に目的物の権利が復帰的に変動するものと評価できる関係上、本問のような取消し後に利害関係を有するに至った者と詐欺取消権者とは、取消権行使の相手方を起点とした二重譲渡類似の状況にあると考えることができる。よって、取消後の第三者と取消権者のいずれが優先するかは、177条によって規律され、両者の登記具

備の先後によって決せられると考える。

前述のようにDはAの詐欺取消権行使の後に利害関係を有するに至っている。加えて、Dは甲について所有権移転登記手続を済ませている。よって、Dが確定的に所有権を取得している。

- 4 Aが甲の占有を失ったことを窺わせる事情は見当たらないから、Aが甲を占有しているといってよい。よって、DのAに対する請求は認められる。

### 問3

- 1 EのAに対する請求の根拠は、所有権に基づく返還請求権である。この発生要件は前述した。

本件売買契約における買主CとFとの間では、Fが甲を購入する契約が締結されている（555条）。これは、FがEの代理人として行ったものであるから、「本人のためにすることを示してした意思表示」（99条1項）に当たる。また、EはFに対して、Cとの間で甲を買い受ける契約を締結するための代理権をFに与えているから、Fは「代理人」に当たる。よって、C F間の甲売買契約の効果はEに帰属する。しかし、Aは詐欺取消権を行使しているため、本件売買契約は初めから無効であったものとみなされるから、Eは甲の所有権を取得できないと考えられる。

- 2 そこで、Eが96条3項によって保護されないか。

- (1) 「第三者」の意義は前述した。Aが本件売買契約を取り消す意思表示をしたのは、2022年5月10日である。E C間の甲売買契約の締結は、同年4月26日であるから、Eは詐欺による意思表示が有効である間に法的利害関係を有するに至っているから、「第三者」に当たる。
- (2) 「善意でかつ過失がない」ことは詐欺による意思表示を対象とするところ、Eは代理人Fの意思表示を介して利害関係を有するに至っているから、EとFどちらの主觀を基準とすべきかが問題となる。

101条2項は、相手方が代理人に対する意思表示の効力が、瑕疵についての主觀によって影響を受ける場合は代理人基準で決する旨を定めるが、詐欺取消権が行使された場合にその相手方と代理人が取引する場面については規律していない。同条項は、意思表示を実際に受領するのは代理人であるから、その意思表示の効力が相手方の主觀によって影響を受け

る規律がある場合は、代理人の主觀を基準とするのが実態に即していることをその根拠としていると考えられる。同条項の趣旨からすれば、詐欺取消権者の相手方と取引する第三者が代理人であった場合も代理人が意思表示を受領する実体を重視するべきであるから、「善意でかつ過失がない」か否かは代理人の主觀を基準に決するべきであると考える。

Cとの売買契約当時、Fは本件売買契約が詐欺によるものであることを知らず、また知り得なかったのであるから、「善意でかつ過失がない」といえる。

- (3) 以上より、Aによる詐欺取消しは96条3項によってEに対抗することができないから、Eの甲所有権取得は認められる。
- (4) Aが甲の占有を失ったことを窺わせる事情は見当たらないから、Aが甲を占有しているといってよい。よって、EのAに対する請求は認められる。

以上